

金融機能の再生のための緊急措置に
関する法律第13条に基づく報告書

平成13年6月22日

朝銀長崎信用組合

金融整理管財人

目 次

	頁
I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	
1. はじめに	1
2. 経営破綻の原因	1
(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況	1
(2) 経営破綻に至った経緯	1
(3) 破綻に至った要因	2
3. 管理を命ずる処分までの状況	2
II. 業務及び財産の状況について	
1. 与信業務	2
2. 預金業務	3
3. 投資等業務	3
(1) 投資有価証券	3
(2) 商品有価証券	3
4. 固定資産の状況	3
5. 不良債権の状況	4
6. 関連会社の状況	4
III. 事業譲渡等の見込みについて	
1. 基本方針	4
(1) 早期譲渡	4
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持	4
(3) 経費の削減	4
(4) 地域金融機能の維持	4
(5) 内部管理体制の整備	5
(6) 責任追及体制の整備	5
2. 具体的施策	5
3. 事業譲渡の見込み	5

I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

1. はじめに

当組合は、平成12年12月16日金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）第8条第1項第1号に基づく「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下「管理を命ずる処分」という。）を金融再生委員会より受けました。金融再生法第13条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成12年12月16日に選任されてから直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もあり本報告書の内容については必ずしも十分ではないと思われる事項もあります。

しかしながら、金融再生法第18条に基づく旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査を続行しており、これらにつきましても、後日、より明らかにできるものと考えております。

2. 経営破綻の原因

(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、長崎県内在住朝鮮人の相互扶助のために金融事業を行うことを主目的とし昭和52年4月長崎市に設立されました。

当組合の店舗は本店のみであるが、営業地域は長崎県全域であり、営業体制は主として訪問・集金活動により小口の預金を集め、その資金を地域の中小零細企業者あるいは個人に融資する地域密着経営を行ってきました。

(2) 経営破綻に至った経緯

当組合の設立は昭和52年と後発であったこと、取引対象先が中小零細企業及び個人が中心とならざるを得なかった地域性から計画通りの業容拡大が極めて厳しかったと思われます。加えて金融事業（業務）の経験を持つ役員は常務理事1名のみで理事長以下他の理事は全員が未経験という経営陣でスタートしたこともあってか、特に融資審査・管理能力に問題があったと判断されます。

すでに昭和50年代に10件程の法令違反あるいは業務方法書・審査基準違反による不良債権の発生が見られますが、特に、昭和60年度に債務者の実態把握や返済財源などの検討がなされないまま、建設業、病院経営法人、農事組合法人などに協同組合による金融事業に関する法律第6条で準用する銀行法第13条に反する同一人に対する信用の供与等の限度額を大幅に超える貸出が行われ、その大口貸出が不良債権化したことを主因に、平成11年3月決算において、大幅な債務超過に陥

りました。(当期利益▲598百万円、組合員勘定▲475百万円)

ここに至り、当組合は自主再建を断念し朝銀西信用組合(朝銀岡山、朝銀香川、朝銀愛媛、朝銀佐賀、朝銀大分が平成11年10月12日に合併)への事業譲渡の方針を決定し、平成11年5月に破綻公表をするに至りました。

(3) 破綻に至った要因

融資審査体制の不備、審査能力稚拙、杜撰な事務取扱い等融資審査内容に不明・不十分な点が多く見られることや、貸出金の回収・管理も十分とは言えず、また取引基盤が脆弱で優良取引先の確保の努力も不足したと見られます。むしろ、業容拡大を急ぐあまり、安易な大口の融資が短期的・集中的に実行され、多額の不良債権が発生し、その後も、融資資産の健全化に向けた効果的な経営改善が実現できなかったことが破綻に至った主たる要因と考えます。

3. 管理を命ずる処分までの状況

当組合は、平成11年3月期決算で大口取引先の不良債権の顕在化による適正な引当を実施した結果、多額な個別貸倒引当金繰入が必要となり、当期損失は6億円となり、大幅な債務超過に陥りました。当組合としては、債務超過額が多額で短期間での改善は目処が立たないため、自主再建を断念し、朝銀西信用組合への事業譲渡の方針を決定し、平成11年5月14日長崎県知事に対し、経営の悪化から預金の払戻しを停止する恐れがあるとして金融再生法第68条第1項に基づく申出を行いました。

II. 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当組合の与信業務については、主要営業地域である長崎県南北の拠点都市長崎市及び佐世保市の個人事業主を含む中小企業への融資が多くを占めております。

[貸出残高推移] 店舗数：1店

(単位：百万円・%)

	9年3月末		10年3月末		11年3月末		12年3月末		業界平均 (12年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金残高	1,550	100.0	1,566	100.0	1,521	100.0	1,207	100.0	49,091	100.0
うち中小企業	1,338	86.3	1,314	83.9	1,311	86.2	1,022	84.7	35,524	72.4
うち個人	212	13.7	252	16.1	210	13.8	185	15.3	13,143	26.8
うちその他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	423	0.8

※中小企業には個人事業主を含む。

2. 預金業務

当組合の預金構成は、同業種平均に比較し個人預金の比率が低く金融機関預金を含めた法人の預金の占める割合が極めて高く、そのうちの大半は朝信協傘下信組より受け入れたものであります。

[預金残高推移] 店舗数：1店

(単位：百万円・%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		業界平均 (12年3月末)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
預金残高	3,494	100.0	3,227	100.0	1,500	100.0	69,315	100.0
うち個人預金	1,208	34.6	1,211	37.5	655	43.7	54,553	78.7
うち法人預金	255	7.3	236	7.3	154	10.3	12,000	17.3
うちその他	2,030	58.1	1,780	55.2	690	46.0	2,760	4.0

※ 「その他」には金融機関預金を含む。なお、公金預金はない。

3. 投資等業務

(1) 投資有価証券

朝信協関連企業向けの株式投資のみです。また、取得後の移動はありません。

[投資有価証券残高推移]

(単位：百万円)

	10年3月末	11年3月末	12年3月末	12年3月末の評価損益
投資有価証券	1	1	1	0
国債・地方債	-	-	-	-
社債	-	-	-	-
株式	1	1	1	0
その他	-	-	-	-
貸付有価証券	-	-	-	-

(2) 商品有価証券

商品有価証券は保有しておりません。

4. 固定資産の状況

保有固定資産につきましては、貸出金の代位弁済として取得した土地1件のみであり、店舗・社宅等事業用不動産はすべて借用している状況です。

[固定資産の状況] (平成12年3月末)

(単位：件・百万円)

	土 地				建 物		
	件数	簿価	評価額	含み損益	件数	簿価 取得価格	簿価 償却後
事業用不動産	—	—	—	—	—	—	—
所有不動産	1	5	4	▲1	—	—	—

5. 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下の通りとなっています。

[リスク管理債権の状況]

(単位：百万円・%)

区 分	11年3月期		12年3月期		業界平均(12年3月期)	
	貸出金残高	貸出金に占める割合	貸出金残高	貸出金に占める割合	貸出金残高	貸出金に占める割合
破綻先債権	237	15.6	572	47.4	1,381	2.8
延滞債権	512	33.7	172	14.2	2,965	6.0
3ヶ月以上延滞債権	3	0.2	23	1.9	401	0.8
貸出条件緩和債権	10	0.6	8	0.7	2,328	4.7
合 計	762	50.1	775	64.2	7,075	14.4

[金融再生法の開示債権]

(単位：百万円・%)

区 分	12年3月期		業界平均(12年3月期)	
	金 額	債権に占める割合	金 額	債権に占める割合
破産更正債権等	708	56.7	3,116	6.0
危険債権	128	10.3	2,998	5.8
要管理債権	143	11.5	2,170	4.2
正常債権	269	21.5	43,363	84.0
合 計	1,248	100.0	51,647	100.0

6. 関連会社の状況

該当ありません。

III. 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持および当信用組合の事業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに顧客の信頼回復に全力をつくします。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減に努めます。

(4) 地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮いたします。

(5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(6) 責任追及体制の整備

金融再生法第18条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

2. 具体的施策

金融再生法の趣旨を十分に踏まえ、上記基本方針に則った業務運営に努めつつ、業務の円滑な譲渡および善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限の努力をいたします。

3. 事業譲渡の見込み

事業譲渡先については、去る平成11年10月13日に朝銀西信用組合と事業譲渡契約を締結していますが、まずは当組合が管理を命ずる処分に至るまでの間の業務運営の状況を踏まえ、金融整理管財人の下、適切な業務運営と経営責任の明確化に万全を期してまいりたいと考えております。